

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和2年4月1日

-231号-

消費生活トラブル情報

注目!



新たな手口！新型コロナウイルスに

便乗した悪質商法に注意！



相談事例



- ①市職員を名乗る男性から電話があり、「新型コロナウイルスが流行しているので、気を付けるようにと高齢者に電話しています」と電話があった。
- ②「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政から委託を受けて消毒に回っているがどうか」と業者から電話があった。

アドバイス



- 市役所など行政職員を名乗るあやしい電話はすぐに切りましょう
⇒ 金銭的な被害はないものの、消費者の個人情報の入手や、所在を確認する意図で電話をかける、いわゆる「アポ電」の可能性が考えられます。
- 「行政から委託を受けている」と言って自宅を訪問しようとする業者からの電話には応じないようにしましょう
⇒ 電話を切ったあとも「パンフレットを持参したい」などと言って、自宅を訪問しようとします。あやしいと思った場合には、委託したという行政機関名を確認し、業者の話が事実かどうか、確認するようにしましょう。
- 少しでもおかしいと思ったときは消費生活センターに相談しましょう

○参照先：国民生活センターHP http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen337.html

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

マスクの高額転売が禁止されました

小売事業者(スーパー、ドラッグストア等)

通常販売



通常販売

個人・事業者

購入価格よりも高い
値段で販売

消費者

こういった行為が違反になるの？

○店舗やインターネットで購入したマスクを、その値段から1円でも高い価格で、店舗やインターネット等を通じた不特定多数の人向けに販売する行為。

違反の対象となるマスクは？

規制の対象

家庭用マスク

産業用マスク

医療用マスク

対象外

フェイスマスク

防護マスク

参照先: 消費者HP https://www.caa.go.jp/about_us/minister/eto_message_003/

お知らせ

重要!

令和2年4月1日から消費生活センターの
相談受付時間が**変わりました!**

変更前

[月~金] 8:30~19:00

[土] 8:30~17:00

※祝日・年末年始は除く。

4月1日から

[月~金] 8:30~**17:00**

※祝日・年末年始は除く。

※**土曜日はお休み**となります。

※土日祝日は、「消費者ホットライン」(局番なし188)により、
国民生活センター(受付時間10:00~16:00)に御相談ください。

消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が**分からない**

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談を受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスと、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より積極的に消費生活問題を「学べる」場所、それが消費者教育施設「まなべる」です。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、「知る」を学ぶことで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の積極的消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の解決(ベル)を喚起する」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

学ぶ
学習

気づく
体験

知る
情報

1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネットトラブル
- 通信販売
- 知人系トラブル(キャッチセールス類)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故

各ブースに専用端末を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子どもの方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームも設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など各団体での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口横にもパンフレットなど豊富な情報提供が可能なコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

○まなべる学習室

消費者教育・啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

来て・見て・学んで
身につけよう**消費者力!!**

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407 山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。
まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。